

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

令和8年度第1回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○片岡課長補佐 それでは、定刻となりましたので、令和8年度第1回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

司会を務めさせていただきます社会・援護局援護企画課の片岡と申します。本日はよろしく願いいたします。

初めに、厚生労働省事務局の野村社会・援護局長より御挨拶申し上げます。

○野村社会・援護局長 皆様、おはようございます。

本日は、御多忙のところ、「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

8月4日付けで鹿沼の後任として社会・援護局長を拝命いたしました野村と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

構成員の皆様方におかれましては、戦没者の遺骨収集事業につきまして、いつも貴重な御意見や御指摘を賜りまして心より御礼を申し上げます。

この戦没者の遺骨収集事業でございますけれども、厚生労働省で策定した事業実施計画に沿って取組を進めております。令和7年度につきましては、一部の地域を除いて概ね計画どおりに事業を実施することができたところでございます。

そして、本年度、令和8年度におきましても、パラオ諸島ペリリュー島の集団埋葬地を始めといたしまして、各地の遺骨収集事業を加速化するとともに、戦没者遺骨の鑑定体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、御遺骨の送還につきましては、DNA鑑定による判定結果が出るまでの間、御遺骨が長く現地に留め置かれているという状況を踏まえまして、本日御説明させていただきます早期送還の取組について検討しているところでございます。

戦後80年以上が経過をいたしまして、戦没者の御遺族の方々の高齢化も進んでいる現実を重く受け止めながら、令和11年度までの集中実施期間に一柱でも多くの御遺骨を収容し、御遺族の方に早期にお返しできるよう、事業を進めてまいりたいと考えております。

本日の会議では、戦没者遺骨収集事業及び戦没者遺骨鑑定の取組状況並びに御遺骨の早期送還の取組について御議論いただくことを予定しております。

皆様方からの忌憚のない御意見を頂戴できればと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○片岡課長補佐 ありがとうございます。

本日は、構成員5名、オブザーバー2名の方に御出席いただいております。

なお、浅村オブザーバーにつきましては、都合により御欠席となっております。

事務局の出席者につきましてはお手元の座席図のとおりでございますが、本年4月及び8月に人事異動がございましたので御報告させていただきます。

先ほど御挨拶いたしました、野村社会・援護局長です。

○野村社会・援護局長 よろしくお願いいたします。

○片岡課長補佐 続きまして、三好大臣官房審議官です。

○三好大臣官房審議官 よろしくお願いいたします。

○片岡課長補佐 続きまして、高鹿援護企画課長です。

○高鹿援護企画課長 よろしくお願いいたします。

○片岡課長補佐 続きまして、左藤戦没者遺骨鑑定推進室長です。

○左藤戦没者遺骨鑑定推進室長 よろしくお願いいたします。

○片岡課長補佐 続きまして、中村戦没者遺骨調査室長です。

○中村戦没者遺骨調査室長 よろしくお願いいたします。

○片岡課長補佐 続きまして、戦没者遺骨鑑定推進室/戦没者遺骨調査室の徳永室長補佐です。

○徳永戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐 よろしくお願いいたします。

○片岡課長補佐 最後に、戦没者遺骨鑑定推進室の西川室長補佐です。

○西川戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐 よろしくお願いいたします。

○片岡課長補佐 それでは、大変恐縮ではございますが、報道関係者の皆様、撮影・録音はこれ以後御遠慮いただきますようお願いいたします。

なお、会議資料につきましては本日、議事録につきましては後日、厚生労働省のホームページにて公表いたします。

議題に移ります前に、資料の御確認をお願いいたします。

議事次第、構成員等名簿、座席図。

資料１としまして「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」。

資料２としまして「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」。

資料３として「御遺骨の早期送還及びDNA鑑定での対応について」。

参考資料としまして「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議開催要綱」、令和８年５月版のパンフレット「戦没者慰霊事業の概要」、最後に「令和８年度予算及び令和９年度予算概算要求について」をお配りしております。

資料は以上となりますが、資料の配付漏れ等ございましたら事務局までお申し出いただければと思います。

また、お手元のマイク使用上の注意点といたしまして、御発言いただく際はマイクをオンに、発言が終わりましたらマイクをオフにいただければと思いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、犬伏座長、御進行をよろしくお願いいたします。

○犬伏座長 犬伏でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、令和８年度第１回目の会議となっております。本日の議題は議事次第にもございますとおり、「（１）戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」「（２）戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」「（３）御遺骨の早期送還及びDNA鑑定での対応について」、

いずれも重要な議題となっておりますので、皆様から忌憚のない御意見をいただくということをお願いしたいと思います。

いつものことですが、本会議の進め方としましては、まずは資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。その後、各構成員やオブザーバーの方々から御意見、御質問をいただくということで進めさせていただきたいと思います。

なお、各資料の説明について御質問が複数にわたる場合は、申し訳ございませんが、1つずつ質問をお願いしたいと思います。

それでは、資料1の御説明を事務局よりお願いいたします。

○手塚事業推進室室長補佐 事業推進室の手塚と申します。

資料の1番、「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」、こちらについて前回の会議、令和8年3月4日からの変更点などを中心に御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まずは1ページの「戦没者の遺骨収集事業」、2ページの「地域別戦没者遺骨収集概見図」につきましては、前回の令和8年1月末から令和8年7月末への時点の変更が主でございます、内容について大きな変更はございません。

3ページを御覧ください。

「収容遺骨数の推移」としまして、直近5年間の令和4年度から令和8年度までの収容遺骨数を柱数として、検体数については柱相当として記載しております。

令和7年度の欄につきましては、前回会議では令和8年1月末までに実施した状況を記載しておりましたが、今回の資料では令和7年度末、令和8年3月末時点の実績を記載しております。令和8年度の欄につきましては、令和8年7月末時点の実績を記載しております。

令和2年に遺骨収集事業の抜本的な見直しを行い、まずはDNA鑑定用の検体を持ち帰り、DNA分析などにより日本人の遺骨であると判断された後に、検体以外の御遺骨を送還することとなっておりますので、こちらは各年度の欄の上段には送還した御遺骨の数を柱数として記載しております。

下段については、DNA鑑定を行うために送還した遺骨検体数を柱相当として記載しております。

なお、こちらの表については、当該年度の収容遺骨が検体数の内数と捉えられてしまい、ちょっと分かりづらいという御指摘をいただきましたので、前回の御説明のときの資料から上段と下段の数値を入れ替えて掲載しておりますので申し添えます。

資料の右下、令和7年度の合計数を御覧ください。こちらは、258柱の御遺骨を令和7年度に送還しております。DNA鑑定の検体としましては、625柱相当を送還しております。

令和8年度につきましては、既に硫黄島のほうから10柱の御遺骨を送還しております。中部太平洋地域や東部ニューギニアなどから74柱相当の検体を送還しているところでございます。

4 ページを御覧ください。

今後の遺骨収集の実施方針については、令和5年6月に遺骨収集推進法の一部が改正され、集中実施期間が5年延長され、令和11年度までとされました。前回と内容に大きな変更はございませんが、中段の【旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地の遺骨】について、令和7年9月に危険情報の内容が一部改定されまして、遺骨収集や慰霊といった人道目的の渡航は妨げないこととなりましたが、渡航中止勧告、いわゆるレベル3ですが、それは維持されたままでありまして、ロシアへの渡航を控えるということが基本にあることは変わりなく、仮に事業を再開する場合は現地の日本国大使館など、様々な関係機関と連絡を密接に取り、十分な安全対策を講じることが前提とされております。事業実施が可能となりましたら、55埋葬地について現地調査及び遺骨収集を実施してまいります。

後半の南方等の戦闘地域につきましては、一部の地域を除き、概ね計画どおり実施できております。ですから、相手国などと調整の上、ギルバート諸島など18の地域で現地調査を、14の地域で遺骨収集を実施することとしまして、令和8年3月に令和8年度の事業の実施計画を示しております。

5 ページを御覧ください。

一番上の枠の各国の入国制限等の現状につきまして、前回の令和8年1月時点のものから令和8年7月末に更新をしております。こちらについても変更等はございません。危険情報については、先ほど申し上げましたとおりロシアの部分ですね。それとミャンマーの一部については引き続きレベル4、あるいはレベル3の危険情報が発令されておりますので、遺骨収集事業の実施については現地の日本国大使館などと連絡を密接に取りながら十分な安全対策を講じた上で実施しているところでございます。

それ以外の地域については治安上で大きな問題はなく、概ね計画どおりに派遣を実施しております。

次に、2段目の枠ですね。令和7年度の派遣実績及び令和8年度の取組予定でございます。

令和7年度の派遣実績につきましては、表の青色の部分でございます。硫黄島、沖縄、南方の主要戦域、旧ソ連地域において現地調査などを61派遣実施しました。遺骨収集については、24派遣実施しております。先ほども申し上げましたけれども、それらの地域から令和7年度においては258柱の御遺骨と625柱相当のDNA鑑定の検体を送還しております。

令和8年度の取組については、薄い水色の部分でございます。硫黄島、沖縄、南方の主要戦域、旧ソ連地域において現地調査を74派遣、遺骨収集を31派遣の実施を令和8年度に予定しております。

こちらについては、先ほど説明させていただきました令和8年3月の実施計画の時点から、既に相手国の事情や天候の関係で変更になった派遣を含みました直近の数字、令和8年7月末時点の派遣予定数でございます。

6 ページを御覧ください。

硫黄島につきましてですが、昨年の9月に現地で噴火がありまして、燃料補給のためのパイプラインに被害が及んでおりまして、その影響で島内の活動に非常に制限がかかってしまいました。令和8年度は、4回予定していた遺骨収集のうち2回の派遣が中止となっております。また、慰霊巡拝事業についても2回実施できなかったという状況でございます。

後半のほうは噴火活動も落ち着いてきたというところで防衛省と調整を行いながら、令和8年度においては予定どおりの常駐派遣と遺骨収集事業が実施できておりますところです。

なお、6月24日から7月9日にかけて第1次の遺骨収集を実施しておりまして、10柱の御遺骨と10柱相当のDNA鑑定の検体を持ち帰っておりますので、こちらに記載しております。

また、これは資料上7月末時点で作成しているのですけれども、8月19日から9月4日にかけて第2次の遺骨収集も実施しておりまして、こちらで23柱の御遺骨と23柱相当のDNA鑑定の検体を持ち帰っておりますので、今後資料に追加させていただきます。

7ページを御覧ください。

沖縄での調査及び遺骨収集につきまして、こちらは大規模な遺骨収集は厚生労働省が、県民の方や遺骨収集ボランティアの方々からの情報によって地表付近で発見された御遺骨につきましては沖縄県に委託をして事業を実施しております。

現時点で国が実施する必要性のある大規模な遺骨収集についての計画はございませんが、遺骨収集のボランティアの方々が収容して沖縄県が設置した戦没者遺骨収集情報センターにおいて保管している御遺骨の鑑定などについて沖縄県と連携をして事業を進めてまいります。

資料を飛ばしまして、9ページから各地域の取組状況について御覧ください。

こちらは、旧ソ連地域と南方の各戦域における取組状況について9ページから21ページまで示しておりますので、動きのあった個々の地域の状況について順に御説明させていただきます。

まず、旧ソ連の現状と課題の欄を御覧ください。

ロシアにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、ロシアによるウクライナ侵攻を受けまして事業実施が困難な状況にあります。令和7年9月の危険情報の内容が一部改定され、遺骨収集や慰霊といった人道目的での渡航は妨げないこととなりましたので、外務省や現地の日本国大使館などと連携を密接に取り、ロシア政府との協議を継続して進めているところでございます。

カザフスタン共和国につきましては、本年の6月に協議派遣を実施しております。こちらの派遣において、令和2年5月の遺骨収集プロセスの抜本的見直し以前の平成13年度に日本人戦没者の御遺骨として収容して、日本へ送還された御遺骨2柱について相手国に返還しております。この2柱につきましては、令和6年度の第20回所属集団判定会議におい

て、「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定された後、相手国政府、地方の行政機関などと遺骨の返還について協議を行っていましたが、今般協議が整ったことから返還に至ったものでございます。

また、資料14ページになりますけれども、ミャンマーにおきましても本年7月に協議の派遣を実施しておりまして、こちらの派遣においても遺骨収集プロセスの抜本的見直し以前の平成13年度及び平成14年度に日本人戦没者の御遺骨として収容し、日本に送還された計4柱の御遺骨について相手国に返還しております。この4柱については、令和5年の第17回所属集団判定会議及び令和6年の第22回所属集団判定会議において「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定された後、相手国政府、地方の行政機関などと協議を行っていましたが、今般協議が整ったことから返還に至ったものです。

なお、このうち、平成14年度の御遺骨2柱につきましては、令和元年12月18日に公表した戦没者遺骨のDNA鑑定人会議において、日本人ではない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例のうちのミャンマーの2事例でございます。

また、この機会に御報告させていただきたいのですが、令和2年5月の遺骨収集プロセスの抜本的見直し以前に、各地域で収容した御遺骨のうち、遺骨の発見状況や形質などから日本人戦没者の蓋然性が高いとまで判断ができなかったため、相手国政府の同意の下、遺骨の本体は現地に保管の上、御遺骨の一部を人種鑑定用の検体としまして送還しているケースがございます。こうしたケースにつきましても、遺骨収集プロセスの抜本的見直し以降に所属集団判定会議において審議いただいております。

それらのうち、令和元年の8月にカザフスタンでの遺骨収集において収容した遺骨14柱について、こちらは日本側とカザフスタン双方合意の下、遺骨の本体は現地で保管し、遺骨の一部を所属集団判定のために日本に送還したところでございます。

これらの14検体のうち、第2回の所属集団判定会議で審議した結果、「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定された2検体については現地政府と協議しまして、令和4年の9月にカザフスタン共和国、東カザフスタン州のリッデル市の埋葬地に返還しております。

今、御説明しましたカザフスタンのケースのほかに、遺骨収集プロセスの抜本的見直し以前に日本側と相手国側双方の合意の下、御遺骨の本体は現地で保管して、遺骨の一部を所属集団判定のための検体として日本に送還し、遺骨収容判定プロセスに基づき、所属集団判定会議において「日本人の遺骨である可能性が低い」、または「判定不可」とされたものにつきましては、ほかにも平成27年の1月に東部ニューギニアから送還した5柱相当の検体と、平成27年の2月と5月、平成28年の3月にビスマーク諸島から送還した6柱相当の検体がございます。こちらにつきましては、判定結果を踏まえまして、現在相手国側と返還に向けた協議を進めているところでございます。

所属集団判定会議において、「日本人の遺骨である可能性が低い」、または「判定不可」と判定された御遺骨の返還につきましては、本会議において御報告させていただきました以降は適宜公表していくことを考えております。

なお、遺骨収集プロセスの抜本的見直し以前に、日本側及び相手国側双方の合意の下、遺骨の本体は現地で保管し、御遺骨の一部を所属集団判定のための検体として日本に送還し、その後の遺骨収容判定プロセスに基づき、所属集団判定会議において判定された検体につきましては、収容遺骨数という形で計上されているものではございませんが、所属集団判定会議の審議結果を踏まえまして相手国に返還するものであることから、御遺骨の返還の公表と同様に適宜公表していくことを考えております。

ちょっと長くなりましたが、カザフスタンとミャンマーにおける遺骨の返還に関するものについて御説明させていただきました。

続きまして、タジキスタンにつきましては本年の7月から8月にかけて埋葬地調査を実施したところでございます。今後、新たな埋葬地情報が寄せられた場合に、埋葬地調査を実施することとしております。

ジョージアにつきましては、ロシア連邦政府から提供されたジョージアの死亡者名簿及び埋葬資料に基づき、試掘調査に向けた協議を実施する予定でございます。

続きまして、10ページを御覧ください。

モンゴルについては、情報に基づきまして本年8月から9月にかけて毎年調査を実施する予定でございましたが、相手国の事情により現在延期となっております。実施時期などについては、現在調整中でございます。

ウズベキスタンについては、宗教上の理由により遺骨収集の実施が認められておりませんが、実施に向けて令和6年から相手国政府関係機関と協議を行っているところでございます。本年4月に、未整備の埋葬地の試掘許可の要請文書をウズベキスタン側に送付しております。現在、相手方から連絡などはまだ入っていないところですが、引き続き埋葬地調査の実施に向けて調整を行っております。

11ページにつきましては、沖縄と硫黄島でございます。先ほどの御説明と重複しますので、説明のほうは割愛させていただきます。

12ページを御覧ください。

ギルバート諸島ですね。こちらは、マキン環礁において令和8年の1月に現地調査・遺骨収集を実施し、DNA鑑定用の検体6柱相当を送還しております。令和9年の1月から2月にかけても、現地調査及び遺骨収集を実施する予定でございます。

パラオ諸島、こちらはアンガウル島とペリリュー島の集団埋葬地において継続して事業に取り組んでおります。令和7年の5月には、当時の福岡厚生労働大臣がパラオを訪問しまして、遺骨収集の加速化に向けた協力要請を行い、パラオ側からも全面的に協力するという了解を取りつけております。令和7年度は、アンガウル島及びペリリュー島において91柱の御遺骨とDNA鑑定用の検体213柱相当を送還しているところでございます。令和8年度においてもしっかり取り組んでいるところでございます。

ミクロネシア連邦につきましては、本年5月にポナペ島とコスラエ島で現地調査を実施しております。9月には、メレヨン環礁でも現地調査及び遺骨収集を実施する予定でござ

います。

また、トラック諸島の沈船につきましては新たな情報がございまして、平安丸という沈船の現地調査・遺骨収集を実施する予定でございます。

続きまして13ページ、フィリピンにつきましては、平成13年度にフィリピン外務省と厚生労働省との間で遺骨収集に関する協力覚書を締結したところですが、令和5年に遺骨収集の主管機関がフィリピンの外務省から内務自治省に引き継がれることになりまして、フィリピン内務自治省を署名者とする協力覚書の改訂の提案がございました。フィリピン側からは、覚書の改訂中も遺骨収集事業の継続に協力するという発言があったため、そのまま引き続き遺骨収集事業と並行して覚書の改訂作業を進めることとしておりましたが、昨年の11月にフィリピン側から協力覚書の改訂がされていない状況で遺骨収集事業への協力は難しいという態度が示されたことから、それ以降の事業が実施できない状況でございます。

現在、フィリピン側との調整は鋭意行っておりまして、大詰めの調整に入っているところでございます。引き続き協議をしっかりと重ねて、早期に覚書を取り交わして事業を再開できるように努めているところでございます。

なお、フィリピン側との協力覚書以前に収容されてフィリピン国内に保管中の御遺骨につきましては、形質の鑑定書のまとめや最終的な確認を行っております。今後の取り扱いについては、フィリピン政府としっかりと協議して進めることとしております。

続きまして14ページ、タイにつきましては保有情報につきましては令和8年7月に現地調査を予定しております。

ミャンマーについては、現地情勢の悪化と令和7年3月の大規模地震の影響により、現地調査と遺骨収集が実施できておりませんでした。首都圏地域については比較的問題ないということで事業を再開しております。

先ほども御説明させていただきましたとおり、令和5年と6年の所属集団判定会議において、「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定された御遺骨、計4柱につきまして現地側との調整がつきましましたので、本年の7月に協議の派遣がございまして、その際に遺骨返還も併せて実施したところでございます。

インドにつきましては、マニプール州は情勢が改善されるまで実施を見送っております。ナガランド州において、引き続き事業を実施しております。本年5月に現地調査を実施して、10月にも現地調査、年明けにも遺骨収集を実施する予定でございます。

15ページ、バングラディッシュではイギリスの戦没者委員会が管理している墓地に捕虜収容所で亡くなった日本兵が埋葬されているという情報がございまして、現地の戦没者墓地での遺骨収集を実施したところです。その派遣の際に現地で入手した遺骨情報もございしますので、それについて本年の11月から現地調査を実施する予定でございます。

北ボルネオ地域については、マレーシアの情報でございます。令和7年度にマレーシア国防省と協議を行いまして、現地調査の実施許可が得られましたので、令和8年度の下半期に現地調査を実施する予定でございます。

インドネシアにつきましては、両国間の協定に基づき、インドネシア政府の関係機関においてDNA解析を行い、そのデータを踏まえ、日本側の厚生労働省のほうで日本人戦没者と判定された場合に、焼骨の上、日本に送還することとなっております。その協定に基づきまして、令和8年5月から6月にかけて現地調査、遺骨収集を実施しています。現地で2柱相当のDNA鑑定の検体を収容したところでございます。今後も、協定に基づいて現地調査及び遺骨収集を実施してまいります。

続きまして16ページ、東部ニューギニアとビスマーク・ソロモン諸島につきましては、こちらは両地域とも現地政府からの協力で、非常に協力的なところで関係も良好な地域でございます。ですから、引き続き現地政府と協力しながら現地調査、遺骨収集を行っていくということでございます。

東部ニューギニアにおきましては、本年5月に現地調査・遺骨収集を実施し、4柱相当のDNA鑑定の検体を収容したところでございます。今年度はほかにも4回の現地調査と5回の収集事業派遣の実施を予定しております。

ビスマーク諸島では、ブーゲンビル島やガダルカナル島などにおいて4回の現地調査と2回の遺骨収集派遣の実施を予定しております。

17ページ、樺太・千島です。樺太につきましてはロシアのウクライナ侵攻を受けて実施することが困難な状況でございますので、引き続き外務省や現地の日本国大使館と連絡を密接に取り、ロシア政府との協議を進めているところでございます。

続きまして18ページ、中国に関しましては中国国内の国民感情を理由として遺骨収集が実施できていないところでございますので、こちらも引き続き外務省と連携して機会を捉え、遺骨収集の実施に向けて働きかけを行いたいと考えているところでございます。

モンゴルですが、ノモンハンの方の取組につきましてはモンゴル赤十字社と協力の上、本年遺骨収集を実施する予定でございます。

マーシャル諸島につきましては、本年マジュロ環礁とクエゼリン環礁において現地調査を実施したところです。今後は、10月から11月にウォッゼ環礁において遺骨収集を実施する予定でございます。

続きまして、19ページのマリアナ諸島でございます。

マリアナ諸島は、収容可能な遺骨情報は主にサイパン島とテニアン島でございます。テニアン島につきましては、米国資料に基づき集団埋葬地が確認されておりますので、こちらもパラオ諸島と同様にしっかりと取り組んでいくところでございます。

しかしながら、本年4月の中旬に大型の台風が現地を直撃しまして、サイパン島が相当な被害を受けまして、御遺骨を保管している施設がサイパン島にあるのですけれども、その保管施設であるビルが浸水してしまいまして、保管している御遺骨の一部にも被害が及んでございます。

そうしたところで、現地政府関係機関と協議を行いまして、緊急措置として5月22日に現地で保管していた749柱相当の御遺骨を本邦に送還しております。送還した御遺骨の多

くは、もう既に検体を日本に送還しているものでございまして、DNA鑑定による所属集団判定により日本人の遺骨であると判定した後に、日本に送還する予定であったものでございます。そのうちの43柱相当については前回の遺骨収集団が収容しましたが、検体が未送還となっていたものでございますので、43柱相当の検体も併せて送還したことで整理してございます。

現地については、保管施設ですね。現在は応急措置を取っておりまして、浸水したところよりも高い位置に御遺骨を保管しているのですけれども、新たな保管施設を探すために現地政府と領事事務所と調整を行っているところでございます。

続きましてアリューシャン列島、アッツ島のほうです。こちらは、昨年度に米国との共同によりまして上陸調査を行い、御遺骨が埋葬されている可能性がある場所や、米国の沿岸警備隊が使用していた旧滑走路、昔の宿舎などの予定したポイントの調査を行うことができました。今年度においては、環境影響評価の実施に向けて引き続き米国側と調整を行ってまいります。

20ページ、台湾につきまして、こちらは台湾とフィリピンの間にあるバシー海峡において攻撃を受けまして、沈没した艦船から遭難されて台湾に流れついた御遺体を当時、現地の方が収容いただきまして埋葬したという情報がございました。これらの御遺骨につきましては、令和7年1月と9月に現地政府行政機関と協議、それから関係者からの聞き取り調査を行い、試掘調査の許可を得ました。そういったことから、7月18日から8月2日にかけて屏東県において試掘の調査を行ってございます。

しかしながら、埋葬情報のあった地点から試掘調査を行いましたけれども、御遺骨及び遺留品などを発見することはできませんでした。今後については、推進協会と現地行政機関と調整を行いまして、今後の方針について検討してまいりたいと思います。

21ページです。

地域不明ということで整理しておりますが、先般、米国のアラバマ州に在住の米国人や、オレゴン州を中心に日本人戦没者の遺留品の返還活動などを行っている現地の非営利団体がございまして、そちらが日本人の戦没者とされる御遺骨を保管しているという情報がございました。その経緯の確認と、形質鑑定の上、検体を採取するために本年6月に遺骨受領派遣を実施しております。そこで、DNA鑑定用の検体15柱相当を送還したところでございます。

海外資料情報につきましては、アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドの国立公文書館などに対しまして、日本人戦没者の埋葬等に関する資料が所蔵文書に追加される予定があるかどうか、今年度中に再度の照会を行い、確認する予定でございます。

長くなって恐縮です。各地域の取組状況の全体的な説明は以上でございます。

続きまして、22ページでございます。

こちらは、令和5年度に法改正を行いました政府の基本計画で、各国の国立公文書館などにおける資料調査などにより得られた埋葬等に関する情報、約3,300か所について、令和

11年度までに御遺骨の有無を確認することとなつてございますので、3,300か所ありました保有情報の推移などを記載しております。

保有情報につきましては、令和4年3月末時点で3,266か所ございました。現地調査を行う中で、現地の方から、ここにも御遺骨があるなどとの形で新たな情報が得られます。そういったものも含めまして、それを新規情報としまして804か所の情報が追加されております。

そうすると、保有する情報の総数は4,070か所となります。その中で、これまで令和8年3月末までに遺骨収集推進協会のほうで現地調査等を行いまして、調査概了と判断されたものが1,466か所ございます。その差し引きが保有情報数という形で、令和8年3月末で2,604か所の情報を持っているという形でございます。

下の段には、各地域における保有情報数が記載されております。

23ページです。

これらの情報につきまして、より確度の高いものから優先的に実施できまして、令和4年度から令和7年度にかけて、令和7年度においては40回の現地調査を実施しているところでございます。

続きまして、24ページにつきましては集中実施期間における取組としまして、先ほども申し上げました公文書館などの資料調査から集団埋葬地の位置を特定できたという事例でございます。

パラオ諸島のペリリュー島とアンガウル島の集団埋葬地の位置を示す情報を基に現地調査、掘削調査などを行って集団埋葬地と判断した2か所でございます。集団埋葬地ということで多くの方が埋葬されてございますので、鋭意遺骨収集に取り組んでいるところでございます。令和8年7月の時点で、ペリリュー島では379柱相当、アンガウル島では318柱相当を現地において収容しているところでございます。

25ページのテニアン島においても、パラオ諸島と同様に公文書館などの資料調査から集団埋葬地を確認することができました。こちらについても、138名ないし143名が埋葬されているという情報がございますので、しっかり遺骨収集に取り組んでおり、令和8年7月末の時点で122柱相当の御遺骨を現地で収容しているところでございます。

26ページでございます。

こちらは、「SNSを活用した広報の取組について」でございます。

若い世代を対象に遺骨収集事業の普及啓発を行うことは、戦争の記憶の次世代への継承、事業に携わる人材の確保、御家族への呼びかけを通じたDNA鑑定の申請数の増加などが期待されると考えております。このため、遺骨収集事業に係る広報を強化する目的としまして、厚生労働省全体でも運用している公式のSNSの活用、これは今までも活用していましたが、それに加えて令和8年7月に援護行政が独自に運用するXのアカウントを開設しました。このような広報の取組を通じて、遺骨収集事業をより多くの方に知っていただくきっかけとなることを期待してございます。

資料1の戦没者の遺骨収集事業の取組状況につきましての御説明は以上となります。

○徳永戦没者遺骨調査室室長補佐 戦没者遺骨調査室の徳永でございます。

資料1の37ページを御覧ください。

「戦没者の遺留品調査・返還業務について」、御説明させていただきます。

まずこの事業ですが、戦没者の遺留品について、元の所有者や御遺族を調査いたしまして、御遺族への返還につなげる取組としております。

流れを簡単に御説明いたしますと、まず遺留品をお持ちの方から「返還したい」との御連絡をいただいた場合に、現物ではなく写真データを送っていただきます。

続いて、遺留品に記載された氏名などを手がかりに、元の所有者を特定いたしまして自治体の協力もいただきながら御遺族の所在ですとか受取意思を確認いたします。御遺族が受け取りを希望された場合には、最終的に遺留品を御遺族へ返還しております。

また、近年は海外のボランティア団体からの依頼が増えていることから、平成30年度から日本遺族会に調査業務の一部を委託しておりまして、返還業務の迅速化を図っております。

下のほうに、令和7年度の実績を記載してございます。受付件数は435件で、過去の実績と比べて大きな変動はございません。また、御遺族へ返還した件数は97件、元の所有者を特定できなかったものや、御遺族が受領を辞退されたものなどは371件、いずれも例年と比べて大きな変動はございません。

なお、これらの件数のうち、概ね半数は日章旗の返還に関するものとなっております。

説明は以上です。

○犬伏座長 ただいま、議題1について事務局のほうから説明をいただきました。ここまでの事務局からの説明に対して、御質問や御意見があればお願いしたいと思います。その際は挙手をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。かなり大部な詳細な説明をいただきましたけれども、いかがでございましょうか。

では、よろしくお願いします。

○黒沢構成員 御説明どうもありがとうございました。

最後の37ページのところで1つだけなのですが、御遺族に返還できなかったものですね。あるいは所有者が特定できなかったものなど、これらは厚労省に保管されているのでしょうか、物品がたまっていると言うとあれですけども、とどめおかれていることになるかと思うのですが、そういったものについてはその後どういうふうな取り扱いをされるのかについてお聞かせください。

○中村戦没者遺骨調査室長 遺骨調査室長の中村と申します。

御質問ありがとうございます。現在、そういった遺留品は大体400点ほど保管しております。そのような遺留品は、従前から昭和館等へ引き取り可能か打診して、希望があれば引き取っていただいているものもございます。

また、都道府県ベースで言うと、資料館に展示してもらうことを目的として引き取りの

希望調査を行い、令和6年度については53点引き取っていただいています。

そういった現状の中でも400点以上が保管されておりますが、引き続きこれについては新たな御希望があれば引き取っていただくという措置を講じまして、当面の間はこちらで保管するというようなことでございます。

以上でございます。

○黒沢構成員　ありがとうございます。

いろいろ御苦勞されていると思います。なかなか遺留品も数が非常に多いということと、似たようなものが多かったりして、どういうふうに取り扱っていくかというのは難しいと思いますけれども、戦争の記憶をとどめるものになりますので、できるだけ有効に国民の皆さん、あるいは関係者の方々の目に触れるような形で、活用という言葉がよくないかもしれませんが、そういった戦争の記憶を継承していく一つのものとして取り扱いいただければと思っております。

○中村戦没者遺骨調査室長　承知しました。貴重な御意見、ありがとうございました。

○犬伏座長　ほかに構成員、オブザーバーの先生方、いかがでございましょうか。

浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員　浜井です。

御説明ありがとうございました。幾つかありますので、1つずつということで質問させていただきますと思います。

その前に、資料の26ページにありましたが、広報に関しまして、援護行政に関する公式のXを開設したということでした。私も拝見をしましたが、この事業に関する情報がかなり集約をされていると思いますし、これからも様々な発信がこのXからできるのではないかと思います。

したがって、できるだけ多くの方々にフォローしていただけるように、もちろん関係機関とか、あるいは議員の方々とか、そういった人たちにも目に触れてもらってフォローしてもらって、より広く多くの人たちにこの事業を理解していただけるように、非常によい取組だと思しますので、ぜひ積極的に活用していただきたいと思います。それが1点です。

続きまして質問というか、確認をさせていただきたいと思います。

8ページで、カザフスタンに関して御遺骨の返還ということについて御報告がございました。これは、後のページにもありますミャンマーについても返還があったということでした。いわゆる遺骨の返還というのは、基本的にこの事業は日本人の御遺骨を日本に持って帰ってくるということですので、日本人のものではなかったもので、相手国現地にお返しするということは新しい措置といいますか、動きなのだろうと思います。その最初の御報告があったというふうに承知をしております。

その中で、今、継続中の協議というものがあると思いますので、それについては今後もこの会議で逐次報告をしていただければと思いますが、この点に関して追加的に御説明をいただいたカザフスタンに関しては、この資料に記載する以前に2柱の返還があったとい

うことでした。

確認をしたいのは、その2柱に関して令和4年、2022年に返還があったということですが、いわゆる日本人のものではなかったということで、それが現地にお返しした初めての事例であると理解してよいのか。

そして、そういった事例、いわゆる令和2年の新しい手順書ができた以前に収容された遺骨に関しては幾つかそういうものがあるということで、東部ニューギニアとビスマーク諸島の例について御説明があり、東部ニューギニアが5柱で、ビスマーク諸島は6柱ということでしたが、それ以外にはないのか。この点について確認をさせていただきたいと思います。

○犬伏座長 それでは、事務局のほうから御説明をお願いします。

○野口事業推進室長 今回、カザフスタンとミャンマーの遺骨の返還の事例を御報告させていただきました。

これにつきましては、抜本的見直し以前に、日本人戦没者の御遺骨として日本に持ち帰ったものを所属集団判定会議で「日本人である可能性が低い」という判定をされまして、それを踏まえて相手国政府と協議をした上で返還に至ったものでございます。

また、今回御報告させていただきました、令和元年にカザフスタンで、当時、人種鑑定用の検体として日本に送還したものがあったのですが、それも令和2年に所属集団判定会議のほうで「日本人である可能性が低い」という判定を受けましたので、カザフスタン政府と協議をしまして、令和4年に現地のほうにお返しをしたということになります。

当時、御遺骨を発見して収容した際に、遺骨の形質とか、日本人戦没者の蓋然性が高いという判断ができなかったものですので、それにつきまして相手国政府の専門家ともその場で協議をしまして検体を持ち帰ったというものです。検体ではありますが、返還したものとしては令和元年のカザフスタンの事例が初めてということになります。

そのほかにも、東部ニューギニア、ビスマーク諸島からも抜本的見直し以前に人種鑑定用の検体を持ち帰っておりまして、そちらも所属集団判定会議のほうで「日本人である可能性が低い」、あるいは「判定不可」という判定を受けましたので、こちらも相手国政府との協議を進めているところでございます。

それ以外は、人種鑑定用の検体として持ち帰ったもののうち、「日本人である可能性が低い」と判定されたものはないというところでございます。

○浜井構成員 ありがとうございます。

では、先ほど御報告いただいた東部ニューギニアの5柱とビスマーク諸島の6柱について日本人の御遺骨ではないということで協議を進めている。それ以外については日本人のものであるということで、それ以外に持ち帰ってきた検体について日本人のものであるということで、いわゆる収容された、収集されたという統計にカウントされているという理解でよろしいのでしょうか。

○野口事業推進室長 令和元年にロシアのほうで人種鑑定の検体を持ち帰った事例がある

のですけれども、その検体自体は所属集団判定会議で日本人の御遺骨だという判定を受けているのですが、現在ロシアなどの遺骨収集が中断していますので、その御遺骨本体につきましては現地のほうでまだ保管をしているような状況でございます。

○浜井構成員　ありがとうございます。

いずれにしても、統計上にきちんと表れるような形でしっかり把握できるようにしていただきたいと思いますし、カザフスタンに関しては今年度に返還をした事例が記載をされておりましたが、先ほども御説明のあった、それ以前に返還した事例についてもこの資料には次回以降記載をしていただきたいと思います。

続いての質問ですが、19ページ、サイパン島で台風によって仮安置室で保管をしていた御遺骨が一部被災をされたということでございました。それらについてはもう既に日本に送還をされたということでしたが、被災ということがすごく気になるところでありまして、どういった状況になったのか。建物だけではなくて、先ほど一部の御遺骨も被災をされたというふうに御説明があったかと思いますが、その状況について御説明をいただけますでしょうか。

○野口事業推進室長　サイパンの遺骨仮安置室なのですが、場所というか、建物自体は現地の連邦政府の関係機関も入るようなきちんとした建物です。

ただ、地下1階に仮安置室がございまして、そこにちょっと想定し切れなかった大型の台風が直撃をしたということで、地下に水が浸水してしまったということでございます。

安置室の中は棚を設けておりまして、御遺骨を納めてはいたのですが、一部、棚の低いところの部分については雨水が入ってしまいましたので、御遺骨が濡れてしまったというような状況です。現地の協力者の方から推進協会のほうに連絡が入りまして、またサイパンの領事事務所の御協力も得まして、被災した御遺骨自体はすぐに領事事務所の会議室のほうに移して乾かしたというような状況です。

緊急避難的に日本に持ち帰った後も、御遺骨の状態を確認しまして、きちんと適切な保管を今、続けているところでございます。

○浜井構成員　ありがとうございます。

こういった事例も起こり得るんだということで、今後は起こらないように適切に対応していただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、13ページのフィリピンに関しまして確認をさせていただきたいのですが、フィリピンに関しましては現状と課題の最後のところで、フィリピンにおいて保管していた御遺骨に関して鑑定作業を進めていた、形質鑑定等の作業を進めていたということでありました。これまでの会議においても資料の中では、令和6年10月に確認作業を終えたというふうに説明がありました。前回まではそういった書きぶりで、それについて、日本人ではないとされた遺骨の返還について協議を進めるという御説明をされてきたわけですが、今回、確認を終え、形質鑑定書のまとめや最終的な確認を行っているという一文が追加をされております。

これは前回の会議以降に、こういったことが生じたのかということですね。確認を終えたけれども、最終的な確認を行っているという書きぶりもちょっとおかしいと思うのですが、そこら辺の事情がどういうことなのか。

そして、令和6年10月に確認作業を終えたということで、その作業結果として実際どうだったのか。全てといたしますか、日本人ではないという遺骨が多かったのかどうかということについて、もう結果は出ていると思うのですが、それらについてどのような形で公表される御予定なのかということ、その辺について御説明をいただきたいと思います。

○野口事業推進室長 フィリピン国内で保管されている御遺骨なのですが、平成28年から令和6年の10月まで、一つ一つの箱の中に納められている御遺骨を形質の鑑定人に見てもらいまして、一通りの確認作業は終えたのですが、鑑定書を作成していく中で全体の整合性とか、さらにもう一度確認をしなければいけない箇所とか、そういった点がありましたので、今そういったことを継続してやっているというような状況でございます。

この鑑定結果の取りまとめが終わりましたら、フィリピン側とまず話し合いをしまして、その鑑定結果を踏まえて御遺骨の取り扱いについてどうしていくのかというところを協議していくという形を考えております。フィリピン政府との協議の結果次第でもございますが、こういった形で公表をしていくのかというところも併せて協議をしたいと考えております。

○浜井構成員 ありがとうございます。

ということは、確認作業はまだ継続中という理解でよろしいのかということですね。そして、確認された結果として日本人のものである、あるいはそうではないということもどういう結果だったのかということについて公表できる段階に今はないという理解でよろしいか。

○野口事業推進室長 そのとおりでございます。

○浜井構成員 分かりました。

そうであるならば、この資料の書きぶりは間違っているというか、修正をしていただく必要があるのかなと思いますので、その辺は対応していただきたいと思います。

最後の質問ですが、22ページです。

保有情報の推移についてということがございます。これについては、これまでの会議でも指摘をさせていただいておりますが、現時点における保有情報数が2,604か所ということでした。もともと約3,300というところからプラスマイナスがありますということで非常によく分かる図なわけですが、昨年のちょうど1年前のこの会議で、令和7年3月末現在の数字として御報告をいただいたときは2,734か所だったわけです。つまり、この1年で130か所減というような割合になるかと思うのですが、そうするとやはり令和11年、2029年度までにこの総数というものをどこまで調べ切れるのかということは非常に懸念されるところかと思います。

その点について、もちろん今ある保有情報一つ一つ丁寧に調査をしていただきたいと思

いますが、現状どう把握され、何らかの対応を打とうとされているかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○星野事業課長 御質問ありがとうございます。

今、御質問いただいた保有情報の推移のところ、現在保有情報数が令和8年3月末で2,604か所、それで調査未着手が2,257か所あるということで、集中実施期間までに未着手の情報について御遺骨を確認する現地調査を実施するということになっておりますので、この数字について集中実施期間までに現地調査を行う必要があるということではございませんけれども、この調査を着実に実施するために、前年度までの調査実績を踏まえて当年度に取組が必要な情報の調査の数について毎年度、推進協会と一緒に、今年度はこの地域では何か所で、11年度までにトータルで何か所終わらせるという計画を策定しているところではございます。

今年度は、現在保有する情報の中で、集団埋葬地で遺骨が確認されていて、より確度の高い情報を優先的に実施しているところではございますけれども、並行してこれら以外の情報の調査についても可能な限り現地調査を実施するべく、推進協会の意見も踏まえて効果的な事業実施計画を策定しているところではございます。

遺骨が現認されている地点周辺では、新たにその情報が持ち込まれるケースは非常に多いということで、今後は各戦域、島の中では州だとか村などの単位で集中的に面的な調査を実施できるような効果的な取組が必要であると考えられますので、必要な体制が確保できるように令和9年度の概算要求の中で派遣班数の増加であったり、現地調査員の確保に向けて必要な予算を計上しているところでございます。

厚生労働省としては、集中実施期間までにこの数について計画的に実施できるように、引き続き推進協会、関係省庁とも連携しながら、迅速かつ適切な調査が実施できるよう、取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○浜井構成員 ありがとうございます。

大変な作業だと思いますが、しっかりとお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○犬伏座長 それでは、熊谷構成員、お願いします。

○熊谷構成員 熊谷でございます。御説明ありがとうございます。

1点確認になるのですが、13ページのフィリピンの関係で、「今後の予定」の中に＜日本送還済みの遺骨への対応＞ということで、「日本人ではないとされた遺骨の返還について協議を進める」という記載があるのですが、この日本人ではないとされた遺骨というのは抜本的改正というか、そういった後に収容されたもの、返還されたものについて、それで日本に持ち込まれたものについて、その後の判定で日本人ではないとされたものという意味合いなのではないかという質問です。

というのは、抜本的改正の前に日本人ではないというふうに一応されたようなものもあったかと思うのですが、それはさらにその後の調査によってやはり日本人だと判断された

ということなのか、もう一度御説明をいただければと思います。

○野口事業推進室長 13ページの「今後の予定」の中段の＜日本送還済みの遺骨への対応＞というところだと思うのですが、こちらの遺骨の返還ですが、抜本的見直し以前に収容した御遺骨であって、所属集団判定会議で「日本人である可能性が低い」と判定された御遺骨に関わるものでございます。

○熊谷構成員 そうだとすると、これについてはその後のものというよりは、それ以前のものについて現在協議中ということになるということでしょうか。

○野口事業推進室長 はい、そのとおりでございます。

○熊谷構成員 それで、協議がされ次第の返還というようなことで理解すればよろしいということでしょうか。

○野口事業推進室長 はい。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

○犬伏座長 ほかはいかがでしょうか。

この会議自体がきっかけになった問題というのがあって、その後、正確に判断して検体及び検体で判断したものをまた遺骨というふうに非常に正確な遺骨収集に取り組むという方向にはなっていると思いますけれども、判定してみないと分からないというようなこともあろうかと思しますので、その関係はなかなか区別できない部分もございましたが、基本的にはこの有識者会議が開始されるきっかけになった部分についての日本人でないと判断された遺骨についての返還ということが、この資料の中の返還という意味だというふうに理解してよろしいということですか。

○野口事業推進室長 はい、そのとおりでございます。

○犬伏座長 そのほかはいかがでございましょうか。

では、黒沢構成員、お願いします。

○黒沢構成員 先ほどの遺留品の問題で1点だけ追加でお伺いしたいのですけれども、厚労省自身の施設として昭和館とかしょうけい館というものがございしますが、もちろんそれぞれ趣旨があって設立されているわけですが、その両館、あるいはどちらかに置いてこういう遺留品を展示されるとか、そういったことはこれまではあるのでしょうか。

○中村戦没者遺骨調査室長 既に展示されているものもございます。

また、令和9年度の概算要求におきましても昭和館の収蔵庫を拡張するための予算を倍増要求させていただいております。現在300万円の予算を600万円と、300万円の増ということで予算要求自体をさせていただいております。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

将来的には、もうちょっと遺留品の展示スペースというのでしょうか。そういうものが広くなる、あるいはきちんとしたものになっていくというのでしょうか。そういう可能性があるということですね。

○中村戦没者遺骨調査室長 うちのほうとしてもそういう対応の検討はさせていただきます

すけれども、即そのようなことで対応できるかどうか、なかなか難しい問題もございますので、基本的には昭和館、しょうけい館とも、それぞれの遺留品関係というものを現状展示しておりますが、現状展示していないもので、新たなものなどは展示していくということを考えております。

ただ、保管スペースの関係もございますので、それについて現在、予算要求をしているということでございます。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

両館、特に昭和館の成り立ちについてはいろいろ御議論があって現在の姿になったというふうに承知しておりますので、なかなか難しいところもあるかと思っておりますけれども、できるだけよろしくお願ひしたいと思っております。

○中村戦没者遺骨調査室長 承知しました。

○犬伏座長 ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、最後にもお聞きする機会がございますので、資料2の御説明に移らせていただきたいと思います。事務局より、資料2の説明をお願いしたいと思います。

○西川戦没者遺骨鑑定推進室室長補佐 ありがとうございます。戦没者遺骨鑑定推進室の西川でございます。

資料2「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」の御説明をさせていただきます。

まず1ページ目を御覧ください。

こちらは「戦没者遺骨鑑定センター」の概要の資料でございます。業務内容や体制の概要について示した資料となっております。こちらにつきましては、令和8年7月末現在となっておりますが、前回の有識者会議資料からの大きな変更点はございません。

続きまして、資料の2ページ目を御覧ください。

「戦没者遺骨鑑定の実施状況等について」の資料となります。

まず左上の「1 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定」でございますが、平成15年度から令和8年7月末まで8,178件の審議を行っておりまして、1,311件の身元が判明しているものでございます。

また、令和8年7月末までに御遺族から申請を受け付けた件数が9,825件、そのうち令和3年10月以降の手がかり情報のない戦没者遺骨に係る申請は4,319件でございました。

2つ目、右上の「戦没者遺族の所属集団判定」でございます。遺骨が日本人か否かの判定を行う所属集団判定でございますけれども、令和2年度から令和8年7月末現在までに9,610件の判定が行われております。その中で、9,233件が日本人遺骨として判定されております。また、「日本人遺骨の可能性が低い」ものが311件、「判定不可」となったものが66件という結果となっております。

続きまして、資料の3ページ目を御覧ください。

「令和7年度及び令和8年度における戦没者遺骨の身元・所属集団の確認状況」の資料となっております。

まず上の四角のところの1つ目、「身元特定DNA鑑定会議」は令和7年度には5回開催しております。5回のうち963件の鑑定結果を審議した結果、18件について身元が判明しております。また、令和8年度はこれまで1回開催しておりまして、189件の鑑定結果を審議し、10件について身元が判明しております。

2つ目の「所属集団判定会議」につきましては、令和7年度は4回開催しており、1,614件を審議し、1,215件が「日本人の遺骨である」と判明しております。また、「判定不可」が366件、「日本人である可能性が低い遺骨」は33件でございました。

令和8年度はこれまで1回開催しておりまして、270件審議し、「日本人の遺骨である」が206件、「判定不可」が59件、「日本人である可能性が低い遺骨」が5件でございました。

また、次世代シーケンサによるSNP分析の結果等を踏まえて、総合的判定により所属集団判定された件数は括弧内で記載しているものでございます。

資料の4ページ目から6ページ目をお願いいたします。

まず4ページ目をお開きください。

こちらは所属集団判定会議の令和5年12月、令和6年7月及び令和8年6月において総合的判定を実施した事案でございますが、令和2年3月25日の「戦没者遺骨の所属集団の鑑定及び鑑定方法の検討等に関する専門技術チーム報告書」において指摘されたロシア2事例とフィリピン1事例及び令和元年12月18日の「戦没者遺骨のDNA鑑定人会議」において日本人でない遺骨が収容された可能性が新たに指摘された事例について、公表されたロシア4事例、ミャンマー2事例、ツバル1事例、合わせて241件について次世代シーケンサを用いたSNP分析を実施いたしまして、所属集団判定会議で総合的判定を実施した結果の御報告でございます。

これまで9事例228件については令和5年12月に、フィリピンの1事例10件については令和6年7月の所属集団判定会議において審議しておりまして、これまでの有識者会議において御報告しているものでございます。

今回、新たな内容といたしましては、再度DNA鑑定等を実施しておりました残りの3件につきまして、令和8年6月の所属集団判定会議において審議をしました御報告となります。

具体的には、4ページの①の「ロシア（タンボフ州）」で残っておりました2件につきましてSNP分析を実施いたしました。こちらについて、「日本人の遺骨である」が1件、「判定不可」が1件となっております。

また、5ページ目の③の「ロシア（イルクーツク州）」の1件でございますが、こちらは「日本人の遺骨である」ということが結果として判定されました。

今回、残りの3件に再度のDNA鑑定を行いまして、241件全てについてのSNP分析の結果等を踏まえた総合的判定が行われたことになり、審議の結果、「日本人の遺骨である」が128件、「日本人遺骨である可能性が低い」遺骨は112件、「判定不可」が1件という形で最終的な判断がなされております。

続きまして、資料の7ページ目を御覧ください。

こちらは、戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に関する広報についての資料となります。

左下、色つき背景の部分の（参考）の箇所が「令和7年度に実施した広報の取組」となります。

地方自治体におけるポスター掲示やリーフレットの配布、または映画『ペリリュー 楽園のゲルニカ』とのタイアップポスターなど、様々な手段を通じまして戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の申請について御案内しておりました。

令和8年度の広報の主な取組といたしましては、新聞広告でのDNA鑑定の申請の案内の掲載や、令和7年4月から受付が開始されました特別弔慰金の請求受付時や国債交付時などの機会に御遺族に対するリーフレットの配布を市町村に依頼するなど、より多くの方々に戦没者遺骨の身元判定のためのDNA鑑定の取組について周知を行い、申請いただけるような広報活動に努めてまいります。

続きまして、資料8ページ目を御覧ください。

「戦没者遺骨鑑定に関する研究等について」の資料でございます。

上の①から④につきまして、戦没者遺骨鑑定に関する研究等についてこれまで令和2年度、令和4年度、令和6年度にそれぞれ事業を開始している研究でございまして、これらについていずれも令和8年度も継続的に実施しております。

まず①でございますけれども、「戦没者遺骨の次世代シーケンサによるSNP分析」の事業でございます。こちらについて令和2年度から令和7年度末までに2,120件、SNP分析を実施いたしました。令和8年度は、約500件の分析を予定しているものでございます。

②が「形質人類学的鑑定人の養成事業」でございます。こちらは令和7年度までに13名養成いたしまして、このうち5名に遺骨鑑定人として遺骨収集事業に同行していただいております。令和8年度も引き続き形質鑑定人の養成を行うとともに、遺骨収集事業に協力いただく予定としております。

③の「戦没者遺骨の年代測定及び所属集団判定における同位体分析の活用に係る研究事業」につきましては、今年度は骨アパタイトの酸素の続成作用の影響の検討や、骨アパタイトのストロンチウム同位体比の測定の可否、また歯エナメル質や骨アパタイトから採取する酸素同位体比、ストロンチウム同位体比の分析適否の総括などについて取り組んでおります。

④番の「同位体分析を用いた戦没者遺骨の所属集団判定の高精度化」につきましては、今年度、中部太平洋の現代人からの歯牙等の試料を採取し、試料の各種安定同位体分析を実施してデータベースを作成するとともに、遺跡出土人骨等の過去の遺骨の各種同位体分析に関する文献の調査を踏まえて、そのデータベースの妥当性を検証いたします。

また、フィリピン、インドネシア、中部太平洋現代人と日本人戦没者の判別を行う判別式の開発などに取り組む予定としております。

ページの下部、2の厚生労働科学研究「戦没者遺骨の身元特定にかかるDNA鑑定の精度向上に関する研究」の成果については、多数の遺骨・御遺族から該当する血縁者をスクリーニングする専用ソフトの試験運用に関する検証を行っているところでございまして、令和7年2月、7月、11月、また令和8年7月にも鑑定機関と意見交換を実施し、ソフトウェアの実用化を目指しているところでございます。

資料の9ページ目と10ページ目は、資料の8ページ目で御説明いたしました同位体分析の活用に係る研究事業の進捗等について御説明したスライドとなっております。

スライドの11枚目以降は参考資料となっております、12ページは「鑑定に必要なDNA抽出・分析を実施した遺骨・遺族検体の推移」や、それ以降、審議内容につきまして御説明しているところでございます。こちらにつきましては、参考的な掲載資料となっております。

また、25ページ目が「DNA鑑定の実施状況」でございまして、令和8年7月末現在までに行われてきたもので、検体数全体で1万8,460件、DNA抽出済みのものが1万4,679件で、その結果といたしまして身元が判明した遺骨が1,311、日本人の遺骨であることの確認状況として「日本人の遺骨である」が9,233、現在、「判定不可」であるものが1,322、「日本人である可能性が低い」遺骨が771で、今後、所属集団の判定を行う予定であるものが2,042となっております。また、DNAが現在未抽出で今後実施予定のものが3,280件ということになっております。

資料2の御説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○犬伏座長 それでは、今、第2議題について戦没者の遺骨鑑定の取組状況ということで、事務局から御説明いただきました。御質問や御意見があればお願いいたします。いかがでございましょうか。

では、黒沢構成員、お願いします。

○黒沢構成員 御説明ありがとうございます。

改めて教えていただきたいのですが、この判定、審議結果で、例えば4ページで「判定不可」であるとか、「日本人遺骨である」とか、「日本人遺骨である可能性が低い」とかあるわけですが、例えばSNP分析で日本人ではない。それで、総合的判定で「日本人遺骨である可能性が低い」というふうに書かれているわけですが、これは総合的な判定ということで、そのほかのDNAとかも含めて総合的に判定されて低いということになっているわけですが、これは実際上は日本人でないということで理解してよろしいのですか。

○左藤戦没者遺骨鑑定推進室長 鑑定推進室長の左藤でございます。御質問ありがとうございます。

今、黒沢委員からの御質問は、「日本人の可能性が低い」というものは日本人ではないかという御質問と受け止めておりますが、恐縮ながら「日本人の遺骨である可能性が低い」というのを定型的な判定表現としておりますので、日本人ではないというところまでは断定をしている判定結果ではございません。あくまでも総合的に判断をし、その総合的とい

うのは御遺骨が出てきた埋葬地の状況ですとか、当然にDNAの鑑定結果ですとか、そういったものを総合的に判断した結果、「日本人である可能性は低い」という表現の形で判定結果を出させていただいたものでございます。

○黒沢構成員　ありがとうございます。

そうすると、この可能性が低い御遺骨は日本国内にあるんですか、海外にあるんですか。御遺体です。

○野口事業推進室長　「日本人の遺骨である可能性が低い」と判定された御遺骨については省内の霊安室、あるいは相手国との協議が整うまでは千鳥ヶ淵の戦没者墓苑などにごさいます。

○黒沢構成員　ありがとうございます。

あとは、「判定不可」というものもあるのですけれども、例えばアメリカ兵と日本兵だったら明らかにいろいろな意味で違いがはっきりしているので、その判定がしやすくなると思うのですが、アジアの人、太平洋に住まれていた方とか、東南アジアとか、あるいは朝鮮、台湾とか、そういったいろいろな場所で御遺骨があるわけですが、「判定不可」という場合に例えばアジアの人と、朝鮮の人、台湾の人と、日本人で、例えば戦前に帝国臣民であった朝鮮、台湾の人は日本兵として戦われていた人たちがいらっしゃるわけですが、そういう場合にその区別というのでしょうか。判別というものが、例えば同じ日本兵であったけれども、朝鮮、台湾の人と、日本人との判別というものがはっきり判定できるのか、できないのか。かなり難しいのだと思うのですけれども、そういう場合には「判定不可」ということに総合的にはなるのかどうかということですね。

あるいは、御遺骨の返還ということについては朝鮮、今でいうと特に韓国の方ということになると思いますが、ちょっと事例は違いますが、例えば長生炭鉱で犠牲になられた方の韓国の御遺族が御遺骨の返還を何とか実現してほしいという御希望があるわけですが、似たようなことで、そういう戦争で亡くなられた韓国の御遺族でやはり返還を希望されている、その声がどれくらい顕在化しているかどうかは分かりませんが、そういう方もいらっしゃると思うのですが、そこら辺で、簡単に言うと例えば韓国、台湾の方といわゆる日本人との判定がきちんとできるレベルにあるのか、ないのか。あるいは、それをするに当たって、例えば韓国の方々のほうの知見が日本の判定に利用できるようなものがあるのかどうか。そういったことについてちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○星野事業課長　御質問ありがとうございます。

朝鮮半島出身者と台湾の方は日本の統治下で当時ございましたので、戦没者の遺骨収集に当たっては徴用されたそういった方々の遺骨が含まれる可能性もあることを考慮しながら実施しているところでございます。

具体的には、遺骨収集実施に当たりまして、埋葬地の資料だとか、現地の証言だとか、手がかりとなる遺留品がないかどうか。あとは、必要に応じて当局の保管資料の部隊記録

から朝鮮半島出身者の戦没者の情報があるかどうか。そういったことも考慮しながら遺骨収集しているところでございますけれども、例えば現地の収容に際して遺留品などから仮に朝鮮半島出身者の方のお名前のものが出てきたりとか、そういった場合は収容せずに現地に通報して、外務省を通じて相手国のほうにお知らせするといったところでございます。

その上で、日本人の蓋然性が高いという御遺骨を収容してDNA鑑定の検体を持ち帰ってきているところでございますけれども、先ほどの所属集団判定の結果、DNAだけではなくてそれ以外の収容時の状況なども含めて総合的に判定した上で日本人の御遺骨であるという最終的な判断をされているということで御理解いただきたいと思っております。

また、朝鮮半島出身者の御遺族の方から、日本で収容した御遺骨についてDNA鑑定の申請の御要望は受けることはございます。人道的見地から検討しなければいけない問題ということで受け止めているところでございますけれども、DNA鑑定というのは身元を確認してお返しすることを目的にしておりますので、そのお返しの仕方も含めて、引き続き外交交渉とかに関わってくる問題でございますので、そういった返還の在り方なども含めた上で、そこを整理した上で、適切に政府部内で対応が必要だと考えているところでございます。

○黒沢構成員　ありがとうございます。

今のお言葉にありましたように、これは日本人御遺族も含めてですけれども、御遺族に遺骨が戻られるということについての思いというのは非常にあると思うのですが、人道的な観点というのはある種、国を超えるところでございますので、非常に大切なことではないかと思っております。

ただ、今、御説明いただきましたけれども、例えば現地の状況であるとか、遺留品とか、そういうところで、例えば朝鮮半島出身の方であるということがはっきり分かる場合はいいと思うのですが、分からないので、例えば、同じ墓地といいますか、その地域、土地に埋葬されているということで調べられることがあると思うのですが、その場合に判定できるのかどうかという問題に最終的になると思うのですが、DNAとかSNP分析とかいろいろあるわけですが、現時点でそこまでできるものなのかどうか。これはかなり科学的な問題になりますので、現時点でできるか、できないか、あるいは将来的にもできるのかどうかということにはなってくるかと思うのです。

それで、ちょっと分からないですけれども、現在だとなかなか難しいのかなということになりますと、それでは今の「日本人遺骨である可能性が低い」とか「判定不可」という場合には、例えば朝鮮半島や台湾の方々の御遺骨はどこに入ってきているのだろう。今の表の分類で言うと、どこに入るのかということなのだと思いますけれども、やはりそこまで細かくは調べ切れないということになると、結局は可能性が低いというところになるのでしょうか。あるいは、「判定不可」というのは基本的にどういう状況だと「判定不可」になるのかということにもなるのですけれども。

○左藤戦没者遺骨鑑定推進室長　御質問ありがとうございます。

まず、所属集団判定会議におきましては、先ほども申し上げましたとおり、埋葬等の諸

状況ですとか、特にDNA分析で出てきましたデータを中心に総合的判断を行います。DNAの分析結果、日本人に特徴的な傾向がみられるものがございまして、そういった結果が出てきたりしますと、埋葬状況等も踏まえて総合的に「日本人遺骨である」という判定になる傾向がございまして。「判定不可」につきましては特に多いのが、DNAがうまく抽出されずに、また御遺骨の形質を見ましても、日本人なのか、現地の方なのか分からない、そして、埋葬状況を見てもその辺も判然としない、そういった、あらゆる情報を踏まえても、科学的なDNAデータも取れない以上、判断ができないというものが「判定不可」という形になっております。

一方で、「日本人遺骨である可能性が低い」は、主にDNAのデータなどに基づくもので、イメージとしましては塩基配列の特徴を見ておりまして、それがY染色体ですとか、ミトコンドリアDNAから分析するのですが、そちらにつきまして日本人に特徴的なものがなく、むしろ他の集団の方に特徴的な傾向が出てきますと、「日本人遺骨である可能性が低い」という形の判定になる傾向がある状況でございまして。

ですので、これら3つの判定のうち「判定不可」というのは、DNA分析や埋葬状況を含めた収容状況など、あらゆる情報をもってしても判定できなかったものという形で入ってくるとことはまずお伝えさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

いずれにしても、なかなか難しい判定をされているということは承知しておりますけれども、できるだけ判定に間違いがないように、そのためには研究もなさっているわけですが、科学的追求というのでしょうか、それが欠かせないなということをちょっと実感させていただきました。

ありがとうございました。

○左藤戦没者遺骨鑑定推進室長 恐れ入りますが、1点だけ補足させていただきますと、科学的なところにつきましても、DNAデータは通常、Y染色体ですとかミトコンドリアDNAを分析するに当たり一般的にはSTR分析でさせていただいておりますが、それでもやはり抽出状況、特に南方地域などは骨の遺骨の置かれていた環境がよくなって出てこない場合が多くございまして。

その場合は、先ほどの次世代シーケンサによるSNP分析という高度なものが今、出てきておりまして、所属集団判定に活用させていただいております。

また、STR分析においても、こちらがお願いしている、委託等をしております大学や、当局の分析施設（ラボ）では本当に丁寧に何度も何度もDNAデータを取れるように努力して進めておりますので、その点については申し上げさせていただきたいと思います。

○犬伏座長 いかがでしょうか。

浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員 御説明ありがとうございます。

今の黒沢先生の御質問にも少し関連するところでありますが、令和3年10月以降に手が

かり情報のない御遺骨に関しても、全地域を対象にDNA鑑定を実施するという事で、遺族からの申請を受理するという体制、手続になっているかと思います。それが今4,319件ありますということでしたが、こちらは、例えば朝鮮の方とか台湾の方も申請自体はできるのでしょうか。

○左藤戦没者遺骨鑑定推進室長 御質問ありがとうございます。

申請ができるか、できないかにつきましては、現状、あくまでも日本の戦没者遺骨ということで御遺族にお返しするという事でやっておりますので、日本人の方、日本人戦没者の遺族に限定させていただいております。

○浜井構成員 日本人限定で申請を受け付けているという状況ですか。

先ほど黒沢先生から御質問、御指摘もありましたが、これは国境を越える問題であります。人道的な問題でもあり、しかも御遺族はどの国も皆さん高齢化をしているという状況でございます。令和3年からもう既に取組というか、申請の受付を始めているということで、もう5年近くたっているということでもございます。様々な体制整備が必要だとおっしゃっていましたが、これは待ったなしでありますし、受付をするということは早急に行うべきではないかと思っておりますので、ぜひその点、進めていただきたいと思います。

以上です。

○犬伏座長 いかがでしょうか。

先ほどサイパンの被害ということをお聞きして、日本に持ち帰ったということもお聞きしたのですが、劣化とか、つまりこの鑑定に支障が出るということはなかったということによろしいのでしょうか。

○左藤戦没者遺骨鑑定推進室長 サイパンの御遺骨が被災した件につきましては、今、厚生労働省の省内でも先ほど御説明申し上げましたとおり乾かして、まずしっかり乾燥させまして、適切な保管状況で管理しています。先に送還している検体については、次のDNAの抽出に向けた検体として大学に委託していく準備を整えているところでございます。

○犬伏座長 安心いたしました。こういう災害というのは国際的にいろいろなところで、噴火であるとか、地震であるとか、様々なことが起きる可能性がありますけれども、予測できないものでございますので、できるだけ地盤の安定したところとか、何かしら予測できない事態があったらできるだけ安全なところに保管いただければと思うところです。

ほかはいかがでしょう。

それでは、資料3のほうに移りたいと思います。御説明をお願いします。

○堀内事業課課長補佐 事業課の堀内でございます。

議題の資料3について御説明いたしますので、初めに資料の1ページを御覧いただけたらと思います。

この御遺骨の早期送還に向けた対応につきましては、現在厚生労働省で検討を進めている内容でございますので、まず背景について御説明をいたします。

御承知のとおり、過去に海外で収容された御遺骨につきましては取り違え事案が判明し

したことを受けまして、現在の遺骨収集事業ではDNA鑑定を重視した非常に慎重な手順を採用しております。

具体的には、御遺骨は現地で未焼骨のまま保管をしてDNA鑑定用の検体のみを日本へ持ち帰り、鑑定結果が出た後に改めて焼骨、送還を行う流れということになっております。

一方で、この手順の見直しによりまして、DNA鑑定の結果が出るまでに相当の時間を要しておりまして、御遺骨が現地に長期間とめおかれてしまうというような状況が続いております。

御遺族をはじめ、関係者の皆様からは、一日でも早く御遺骨を日本へ迎えたいという切実な声が多く寄せられておりまして、厚生労働省としましても非常に重要な問題だということを認識しております。

そこで、今回このような状況を改善するために、2つの取組の実施を考えてございます。

1つ目は1ページの下の方角枠に囲まれております、条件に合致した御遺骨を未焼骨のまま本邦に送還する取組。

2つ目はこの資料の2枚目になりますが、御遺骨の早期送還を踏まえたDNA鑑定での対応ということになります。

まず、1ページの下の方枠ですね。御遺骨を未焼骨のまま本邦に送還する取組について御説明をしたいと思います。

資料の下の方枠内に記載されておりますとおり、日本人の蓋然性が極めて高いと判定された御遺骨につきましては、未焼骨で本邦へ送還する取組を行うということを考えております。ここで強調させていただきたいのは、この取組は現行の手順を否定したり、全ての御遺骨に適用するものではないということでございます。あくまでも、条件を厳格に満たす日本人の蓋然性が極めて高いケースに限定した例外的、試行的な対応という位置づけでございます。

次に、どのような場合に日本人戦没者遺骨である蓋然性が極めて高いと判断するのかという点につきまして御説明をいたします。

判断条件は1ページの方角枠内の1つ目の➤の※印のほうに記載しておりますけれども、主に日本兵の集団埋葬地や沈没艦船内、またはガダルカナル島の丸山道など、明らかに日本兵しかいない場所で発見された御遺骨でありまして、かつ収容場所、御遺骨を発見した場所ですね。そういったところにおいて、一部でも日本兵以外の御遺骨や遺留品が出土されていないケースを想定しております。

具体的には、この試行的取組の対象とするためには3つの条件を満たす必要があろうかと考えております。

1つ目は、埋葬地資料や現地の証言などによりまして、その収容場所に日本人戦没者以外の御遺骨が含まれていないと合理的に判断できること。

2つ目ですが、御遺骨の収容場所から現地の住民や交戦国兵士と判断される遺留品が一つも出土されていないこと。

3つ目でございますが、専門家による形質鑑定の結果、日本人戦没者以外と判定された御遺骨が一柱も含まれていないこととなります。

この3つの条件を全てに該当する場合に限って、日本人戦没者遺骨である蓋然性が極めて高いと判断をして、試行的取組の対象とするという考えでございます。

なお、一つでも条件を満たさない場合には、従来どおりDNA鑑定を前提とした手順を適用いたします。

また、この取組につきまして、全ての地域について適用するものではなくて、過去に遺骨の取り違い問題があった地域、または相手国と特別な協定や覚書を取り交わしている地域、こうした地域につきまして相手国との関係性や過去の経緯を踏まえまして、当面はこれまでどおりの手順を継続していくという考えでございます。

さらに、この取組の実施には相手国政府関係機関の御理解が必要不可欠であります。条件に合致した御遺骨を未焼骨のまま本邦に送還して、DNA鑑定の結果が得られるまでの間、日本国内で保管することにつきまして、相手国から了承を得る必要があります。そのため、今後、相手国と交渉した上で送還に関する取組を必要に応じて取り交わしていくということを考えてございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

2ページ目は、早期送還した御遺骨のDNA鑑定の対応についてでございます。

現在、遺骨収集の大半は主に南方地域で実施されております。その多くは、集団で発見をされて個性性がなしと判断されるケース、つまり複数の個体の御遺骨が混じり合った状態で発見されるというようなケースとなっております。抜本見直しを受けまして、このようなケースにつきましては採取する検体の部位の範囲を拡大していることから、採取検体数が大幅に増加をしております。

この資料の左側に、収容した御遺骨の具体例が書いてございますので御覧いただけたらと思いますが、この事例では青枠のところですね。右側の尺骨が①から③で重複しているということで、この場合は最小個体数が3柱ということになります。それで、赤枠の部分ですね。そのほかの検体として、この場合のケースでは④から⑩を採取いたしまして、全体としては3柱に対して10検体を採取するということになっております。現状では、このようなケースにつきまして、この採取した10検体全てをDNA鑑定して、その結果を基に所属集団判定会議、または身元特定DNA鑑定会議で判定をいただいております。

一方で、先ほどの1ページで御説明した3条件ですね。口頭で補足させてもらった3条件を満たすものにつきましては、日本人である蓋然性が極めて高いケースでもあるということ、また抜本見直し後の所属集団判定会議の実績でございますけれども、抜本的見直し以降に収容して所属集団判定会議で判定された件数、1,183件でございますが、そのうち現時点で「日本人の可能性が低い」と判定された事例はこれまで1件のみと、そういったようなことを踏まえましてDNA鑑定の対象を最小個体数判断部位である、この事例ですと①から③までの3検体に絞り込みを行いまして、その結果を基に所属集団判定会議及び身元特

定DNA鑑定会議で判定をいただくということを考えてございます。

なお、御遺族に御遺骨を迅速にお返しする観点から、身元特定につながりやすい手があり情報がある場合にはこの絞り込みは行わずに、従来どおり優先的に全ての採取した検体をDNA鑑定の対象としたいということで考えてございます。

また、最小個体数判断部位に絞り込みを行った場合であっても、そのほかの検体、この事例で言う赤の④から⑩につきましては、時期を見て身元特定に向けたDNA鑑定を実施するということを考えてございます。

以上が、資料3の説明となります。

○犬伏座長 ありがとうございます。

今の説明について、御質問はございますでしょうか。これまでも一刻も早く御遺骨を遺族の下にという御意見も出てきたところでの取組だとは思いますが、これは案ということで、いつからこれを実施される予定でございますか。

森本オブザーバーさん。

○森本オブザーバー 今、3条件を補足していただきましたけれども、試行的取組、両方とも今、議長がおっしゃっていましたように（案）という形になっていますが、成案に至る過程においては今おっしゃられた3条件については文章化してここに記載するという事ではない、あくまでも口頭での補足説明ということですか。

○星野事業課長 今、試行的な取組として今回日本人の蓋然性が極めて高いと判断された遺骨を未焼骨で送還するという事で、その極めて高いと判断される御遺骨というのはどのようなものかということで今、口頭で3条件お示しさせていただいたところでございますが、この3条件の内容について推進協会、それから関係団体の皆さんと、この条件についてどこまでを整理するかということの打合せをさせていただいた。それを踏まえて今、遺骨収集の手順書というものがございますけれども、この手順書を改訂するのではなくて、この試行的な取組のための手順を推進協会と協議して3条件も含めた内容で新たな試行的取組の取扱手順をつくって、関係団体の皆様には周知を図りたいと考えているところでございます。

○森本オブザーバー ありがとうございます。

今、説明いただきました3条件は私も考えていましたけれども、私は正式に初めて聞きましたので安心したというか、これから日本遺族会、あるいは推進協会等々、厚労を含めて拙速に進めないでいただきたいと思います。先ほどから話がありましたように、「判定不可」ということと絡んでくると思いますけれども、とにかく日本に持って帰ってきてからそういう形でお返ししなければいけないとか、そういう形が出ないような形で考えておりますので、まだまだ現地に保管している遺骨についてはいろいろな遺骨があると思いますし、またいろいろな戦域によって違うと思いますので、その辺はよろしく願いしたいと思います。

○星野事業課長 ありがとうございます。

先ほどの試行的な取組案と、この3条件に係る要件については、事前に推進協会と12の団体の皆様には御説明させていただいて、こういった条件ですよということで資料を持って一応お示しさせていただいたところでございます。そこでいろいろな御意見もいただいておりますので、それを集約した上で、より今、御心配されているような蓋然性が極めて高いというのはどういったものかというところをきちんと整理した上で手順をつくって進めていきたいと思っておりますし、これを進めるに当たっては当然相手国の御理解、協力が必要になりますので、今回有識者会議の場でこういった取組を進めますということで御報告させていただいた後に、相手国にも、こういった取組を進めたいけれどもよろしいですかということで協議を進めていきます。相手国の御了解が得られた地域から進めていきたいと考えているところでございます。

○森本オブザーバー 分かりました。

○犬伏座長 ほかに御質問ありますでしょうか。

どうぞ。

○熊谷構成員 熊谷でございます。

今回の試行的取組は方向としては、私は間違っていないのだろうとは思っております。

ただ、1点だけ、もともと従来からといいますか、抜本的な取組を変える前から、ある程度蓋然性が高いという前提で送還はしていたはずです。

ところが、実際にはいろいろ問題があるだろうというような指摘がされたときに、結局そこで迅速な対応がされなかったというところが一番の問題であったのだろうと思っておりますので、今回蓋然性が極めて高いということで対象を絞り込むということはよろしいのですが、所属集団判定会議の結果、日本人ではないという判断がされる可能性も当然出てくるわけです。そうなったときに、きちんと相手国のほうに返還をするというようなところまで含めて御理解いただくということが非常に重要で、そこまで踏まえた手順をきちんとつくっていただければと考えておりますので、お願いしたいと思います。

○犬伏座長 御意見ありがとうございます。

なかなか悩ましいところもあって、早く帰すということと、そうは言っても日本人の可能性がない御遺骨を日本に持ち帰るということはやはり避けなければいけないということもございまして、今、非常にきめ細かな相手国との関係も含めて御協議ということをお聞きしましたし、今の御意見もありますので、慎重かつ迅速にという非常に矛盾した取組になろうかと思いますが、そのほか御意見ありますでしょうか。

では、浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員 御説明ありがとうございました。

最初に冒頭で座長のほうからも御質問を投げかけたところでありましたが、これはいつから進める御予定なのかを確認したいということでございます。

方向性としては、新しい手順になって、これまでのやり方から大きく転換をし、非常に慎重に取組を進めていく、作業を進めていくということになりました。

それから数年たちまして、様々な現状の実態と、早く送還してほしいという御遺族の思いというものと、様々な観点から何か見直せる点があるのであれば見直す時期にきているのかなと思いますし、そういったことを踏まえての対応なのだろうと思います。条件等もいろいろ練られて間違いのないように対処をされていくということで進めていただければと思いますが、この場でこういった御意見といったことも踏まえて、先ほどは手順書を修正するわけではないということでしたが、何か別の手順書といたしますか、こういう場合はこういうことにしますというルールが最終的に確定し、これから進めていますというように、どういう工程で試行的な取組が始まっていくのかということについて御説明をいただきたいと思います。

そして、今回は試行的取組ということですが、この取組が順調に進み、そして実積が積み重なっていくということであれば、試行的ということも取れていくのかなとも思います。その辺の検証とか、いずれは試行的ではなくてこれが本取組になっていくというような見通しをお考えであれば御説明いただきたいと思います。

○星野事業課長 御質問ありがとうございます。

実施時期については、先ほど言った条件のところに、推進協会側と調整した上で手順を決めてからということになりますので、スケジュール的には10月から進めていきたいというふうに今のところ考えているところでございます。10月からこういった手順で進めるということではありますけれども、相手国との協議がやはり必要になってきますので、協議が整った地域から10月以降、順次進めていきたいと考えています。

また、今回の取組は慎重に進める必要がございますので、取組の対象となる条件だとか、あとは地域も限定して実施するというところでございまして、実施状況、実施の課題等は今後出てくるかと思っておりますので、そこはしっかりと検証した上で対象条件をどうするかとか、地域をどこまで増やすかとか、本格的に全ての地域を実施するかどうかも含めて、またこの会議の場で御意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

○犬伏座長 よろしいでしょうか。

今、多くの検体や御遺骨を持ち帰った後のDNA鑑定や所属判定が追いつくのかどうかというようなことも、まさに今日オブザーバー参加されていない浅村先生からお聞きしたいというようなこともあります。とにかく前に進むというか、努力するしかないというところかと思えます。

今の資料3を御説明いただいた後は、参考資料の説明はないということでよろしいですか。

では、参考資料についてはあくまでも参考ということで、まだ予算の審議も始まっていないというところではあるかと思っておりますので、こういった予算要求をしていくということかと思っております。

ここまでの事務局からの説明に対して御質問、御意見があればと思いますが、竹内構成員から何かございましたらよろしくお願いします。

○竹内構成員 今回の議題にはないのですが、恐らく次回以降含められることになるとと思いますが、本有識者会議の開催要綱に、指定法人の業務運営及び会計処理の適正実施ということも目的でございますので、現状、指定法人さんの監督状況と申しますか、会計処理に関するコミュニケーションの状況が何かございましたら補足して説明をいただければと思います。たしか、これから現地監査が入ろうかと思っておりますけれども、その辺りの予定につきましても説明いただけると助かります。

○星野事業課長 来月、実地監査を推進協会へさせていただくことになりますので、その監査の結果については次回の有識者会議でしっかり御報告させていただきたいと思っております。

○竹内構成員 ありがとうございます。

非常に社会的な意義の大きな事業でございますので、経理の問題等が生じないように、しっかりと監督していただきたいと思います。

ありがとうございました。

○犬伏座長 例年、監査に入る時期とか、監査で前年度の指摘とかも含めて、有識者会議の構成員には若干御意見を聞く機会もあるかと思っておりますので、ぜひ竹内構成員におかれましては今後も気をつけて聞き取りというような御意見をいただければ幸いに存じます。

ほかはいかがでしょうか。

佐藤オブザーバーは、何か御発言ありますでしょうか。

○佐藤オブザーバー ありがとうございます。

今、竹内先生から御指摘があったようなことは十分心得て運営しているつもりですし、実地監査は年に1回なのでございますけれども、年間を通じて厚労省さんから御指導いただいて、円滑な運営を進めていきたいと思っております。

事業自体も常日頃、事業推進室をはじめ関係の方々と連携しながら迅速かつ丁寧に真摯に取り組んでいきたいと思っております。

○犬伏座長 限られた期間での取組ということになりますので、推進協会さんのほうもそういう派遣ですとか、いろいろな取組の基本的な部分をぜひ推進いただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

長時間にわたって御議論をいただいているところでございますが、特に最後に事務局のほうから何か御連絡はございますでしょうか。

○片岡課長補佐 事務局の片岡です。

冒頭でも申し上げましたが、本日の有識者会議の会議資料につきましては本日、議事録につきましては後日、厚生労働省のホームページに掲載いたしますので、御承知おきのほどお願いいたします。

また、次回の有識者会議の開催時期につきましては、別途御相談させていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

○犬伏座長 それでは、次回の会議については日程調整等をお願いしたいと思っております。

長時間にわたり、非常に活発に御協議いただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、令和8年度第1回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を終了いたします。本日はありがとうございました。